

八子公生誕100年事業実行委員会寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、八子公生誕100年事業実行委員会(以下「実行委員会」とする。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的として制定する。

(事業の区分)

第2条 個人又は法人その他の団体が実行委員会のためにする寄附による寄附金を財源に充ててする事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 八子公生誕100年事業に関する事業
- (2) 渋谷区忠犬八子公銅像維持会の活動資金
- (3) 忠犬八子公銅像及び秋田犬群像維持会の活動資金

(寄附金の受入れ等)

第3条 寄附金の受入れは、随時行うものとする。

- 2 実行委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、寄附金を受け入れることが適当でないと認めるときは、寄附金の受入れを拒否し、又は既に受け入れた寄附金を返還することができる。
- 3 委員長は、前項の規定により寄附金の受け入れを拒否し、又は既に受け入れた寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附の申込み)

第4条 寄附の申込みは、八子公生誕100年事業寄附申出書により行うものとし、寄附金の払込みは、銀行振込により行うものとする。ただし、委員長が特別な事情があると認めるときは、他の方法により寄附の申込み及び寄附金の払込みを行うことができる。

(寄附受納書の送付)

第5条 委員長は、寄附金の払込みがあったときは、寄附したものに対し、八子公生誕100年事業寄附受納書を送付しなければならない。

(寄附金の運用)

第6条 寄附を受け入れたときは、原則、その寄附金を第2条第1号に、一部を同条第2号及び第3号に充てるものとする。

- 2 前項については、寄附者にこの規程を示すことにより、了解を得たものとする。

(寄附金の管理)

第7条 委員長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、実行委員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項があるときは、委員長が実行委員会の承

認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年8月8日から施行する。